

関西学院大学国際学生レジデンスV 入居者心得

関西学院大学 国際連携機構 レジデンスセンター

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

電話：0798-51-0952 FAX：0798-51-0954

dormitory@kwansei.ac.jp

※関西学院大学は寮の管理・運営の一部を（株）共立メンテナンスに委託しています。

はじめに

国際学生レジデンスV（以下「レジデンスV」という。）の寮生は寮生全員が快適に過ごせるように、ここで定める規則を守って寮生活を送ってください。入居後は、規則を守り、入居期間中はレジデンスセンター及び管理人の指示に従ってください。**寮の規則が守れない場合には、退寮を命じることがあります。**なお、入居者心得はレジデンスセンターの判断により変更されることがあります。

1. 入居期間

- (1) 入居期間は原則として2年間です。
- (2) 春に入寮した場合は、次の受入準備のため翌々年の3月20日までに退寮してください。

2. 入居

- (1) 各自入寮時に部屋の確認をし、設備の不具合がある場合は管理人に入居1週間以内に連絡してください。
- (2) 万一退去の際に不具合が見つかった場合はその修理費用を請求する場合があります。

3. 門限・セキュリティ

- (1) 門限は原則として23時です。23時以降に帰寮する場合は他の寮生の迷惑にならないよう静かに出入りしてください。
- (2) コモンルーム(1-102号室)の玄関はセキュリティのため暗証番号が設定されています。暗証番号を寮生以外に絶対に知らせてはいけません。寮生以外に知らせた場合は退寮を命じます。

4. 寮生以外の方の訪問

- (1) 訪問者は入退館時に必ず管理室前で氏名等を記入してください。
- (2) 訪問者は1階のコモンルーム(1-102号室)のみ入室を許可します。ユニットおよび居室への立ち入りを禁止します。
- (3) 訪問者は他の入居者に迷惑にならないように心がけてください。
- (4) 訪問者は21時までに退館しなければなりません。
- (5) 訪問者の寮での宿泊は禁止です。発見した場合には、訪問者を宿泊させた者に退寮を命じます。

5. 外泊時の注意事項

- (1) 外出の際は電気関係の電源をすべてOFFにし、プラグを抜いてください。
- (2) 外泊する際は以下のURL、もしくはQRコードから外泊届を提出してください。

URL: <https://ws.formzu.net/dist/S906810273/>



6. 費用

- (1) 入寮費・舎費・光熱費の請求書は(株)共立メンテナンスより送付します。所定の期日までに支払いを済ませてください。
- (2) 舎費等の滞納が3ヶ月以上となった場合、退寮を命じます。

- (3) 舍費・光熱費等の金額は、次のとおりです。なお、支払金額と電気料金（実費）に多額の不足があった場合は、追加で徴収する場合があります。
- (4) 一時帰国等で長期に不在となる場合でも、舍費は請求されます。
- (5) 電気料金（個室部分）は毎月の使用量に当該年度使用単価をかけて算出します。
- (6) 海外に帰国するため早期に諸費を請求する必要がある場合であって、退寮日の2週間前までに直近1ヶ月の料金（電気）が算出できない場合に限り、直近1ヶ月の料金を次の通り算出します。「退寮日の2週間前に検針し、比率計算により算出した月間の概算使用量に単価をかけて算出」

		交換学生 / 正規留学生・RA	短期留学生																																
寮費	入寮費	20,000 円	—																																
	保険	入居者は原則として、レジデンスセンターが指定する保険に、入居者負担で加入する必要があります。（正規留学生・RAのみ）																																	
	舍費	通常	月額 33,000 円	舍費・諸費合わせて 1日あたり 2,650 円 (レンタル布団代込み)																															
		途中入退寮	途中入寮月の舍費は、滞在日数に応じた日割り金額で請求する。 $\text{途中入退寮月舍費} = @1,100 \text{ 円} \times \text{滞在日数}$ 途中退寮月の舍費は退寮日の1ヶ月前までに申し出た場合に限り、日割り金額を適用する。 また、1ヶ月前までに申し出がなかった場合には、退去1ヶ月分の舍費を請求する。																																
		途中入退寮	光熱水費・インターネット代 月額 10,200 円 光熱水費・インターネット代は、滞在日数に応じた定額金額で請求する。 途中入退寮月の光熱水費・インターネット代：滞在日数に応じた定額金額で請求。 滞在日数が 1～10 日まで 3,400 円 11～20 日まで 6,800 円 21～31 日まで 10,200 円																																
	諸費（共用部分）	通常	電気料金：個室部分メーターによる実費																																
		途中入退寮	途中入寮月諸費（電気料金）：個室部分メーターによる実費 途中退寮月諸費（電気料金）：滞在日数に応じた定額金額で請求する。 ※ ただし、退寮に関しては、退寮日の1ヶ月前までに申し出た場合に限り、以下の定額を適用する。 ※ 1ヶ月前までに申し出がなかった場合には、退去月1ヶ月分の費用を請求する。 直近1ヶ月の電気料金とは、退寮月の前月分の電気料金請求額のことをいう。																																
		途中入退寮	<table border="1"> <thead> <tr> <th>滞在日数</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が600円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が1,200円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が2,400円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が3,600円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が4,800円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が6,000円まで</th> <th>直近1ヶ月の電気料金が7,200円まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 日</td> <td>200 円</td> <td>400 円</td> <td>800 円</td> <td>1,200 円</td> <td>1,600 円</td> <td>2,000 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>11～20 日</td> <td>400 円</td> <td>800 円</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> <td>3,200 円</td> <td>4,000 円</td> <td>4,800 円</td> </tr> <tr> <td>21～31 日</td> <td>600 円</td> <td>1,200 円</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> <td>4,800 円</td> <td>6,000 円</td> <td>7,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降、電気料金の最大徴収金額を1200円刻みとして、上記ルールに基づき設定を行う。</p>		滞在日数	直近1ヶ月の電気料金が600円まで	直近1ヶ月の電気料金が1,200円まで	直近1ヶ月の電気料金が2,400円まで	直近1ヶ月の電気料金が3,600円まで	直近1ヶ月の電気料金が4,800円まで	直近1ヶ月の電気料金が6,000円まで	直近1ヶ月の電気料金が7,200円まで	1～10 日	200 円	400 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,000 円	2,400 円	11～20 日	400 円	800 円	1,600 円	2,400 円	3,200 円	4,000 円	4,800 円	21～31 日	600 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円	6,000 円
	滞在日数	直近1ヶ月の電気料金が600円まで	直近1ヶ月の電気料金が1,200円まで		直近1ヶ月の電気料金が2,400円まで	直近1ヶ月の電気料金が3,600円まで	直近1ヶ月の電気料金が4,800円まで	直近1ヶ月の電気料金が6,000円まで	直近1ヶ月の電気料金が7,200円まで																										
	1～10 日	200 円	400 円		800 円	1,200 円	1,600 円	2,000 円	2,400 円																										
11～20 日	400 円	800 円	1,600 円		2,400 円	3,200 円	4,000 円	4,800 円																											
21～31 日	600 円	1,200 円	2,400 円		3,600 円	4,800 円	6,000 円	7,200 円																											

※1 徴収金額については、学院負担分が多額になる場合は金額を再検討する。

7. 布団について

交換学生にはレンタル布団が用意されています。正規留学生のレンタル布団希望者は第23項を確認してください。

- 敷布団/敷パット 1枚
- 掛布団 1枚
- 枕 1個
- シーツ 2枚
- 掛布団カバー 2枚
- 枕カバー 2枚
- 毛布 1枚

- (1) 全て揃っているか確認し、過不足や不備がある場合は、入居1週間以内に管理人に申し出てください。
- (2) 入居1週間経過後に紛失や不備があった場合は弁償しなければなりません。

8. 居室の管理

- (1) レジデンスVはユニット制です。同じユニットの寮生と協力してユニット共用部を清潔に保ってください。問題があれば全員で話し合い、解決に努めてください。共用部だけでなく各自の居室内（居室内エアコンフィルター及びベランダ含む）も清潔に保ってください。
- (2) 入居時に限り、トイレトペーパーを1人1ロール配布します。それ以降は各自で購入してください。
- (3) トイレには水洗用トイレトペーパー以外のもの（生理用品、クッキングペーパー、ティッシュペーパー、残飯など）は絶対に流さないでください。故障、配管の詰まり、悪臭発生の原因になります。
- (4) 定期的に窓を開放して換気し、エアコンは適度（控えめ）に使用してください。カビや虫が発生した場合は管理人に連絡してください。
- (5) 壁・天井・家具にシールやステッカーを貼ってはいけません。また、釘を打ち込むことも禁止します。
- (6) 水漏れやその他設備の不具合があった時は管理人に連絡してください。
- (7) 電気の蛍光灯が切れた場合は新しいものを購入し、交換してください。取付けが難しい場合は管理人に頼んで手伝ってもらってください。

- (8) 居室・ユニットを改修することは禁止します。
- (9) 男性は女性のユニットに、女性は男性のユニットに入居することはできません。発見した場合は、ただちに退寮を命じます。
- (10) 動物を飼うことは禁止します。
- (11) 居室での調理は禁止します。
- (12) インターホンが鳴った際は、ユニット内の受話器で応答してください。
- (13) ユニット内のSOSボタンを押すと管理人室へ通報されます。緊急時（深刻なけがや病気、火災、盗難等）以外は押さないでください。

9. 部屋の鍵について

- (1) 居室とユニットの鍵は入居期間中、各自が責任を持って保管してください。紛失した場合、管理人室に連絡してください。鍵交換費用として約3万円を徴収します。なお、居室またはユニットの鍵どちらか一方を紛失した場合でもすぐに報告してください。
- (2) ユニット/居室の鍵の複製（コピー）は禁止です。
- (3) ユニット/居室の鍵を他人に貸すことは禁止です。

10. インターネット接続について

寮生は寮内のWi-Fiを利用してインターネットに接続することができます。

11. シャワーの利用について

- (1) 石鹸、タオル等のシャワーに必要なものは、各自で用意してください。
- (2) シャワー室は次の人が気持ちよく利用できるように、使用後は必ず髪の毛等を捨て、きれいに使ってください。

12. 洗濯について

他の寮生や利用時間に配慮し、洗濯機の中に洗濯物を放置しないようにしてください。

13. 郵便や宅配便について

- (1) 荷物、個人への連絡はメールボックスに投函しますので各自1日1回は必ず確認してください。
- (2) 本人不在時には宅配業者の不在票がメールボックスに入りますので、各自で再配達の依頼をしてください。
- (3) 住所には必ず部屋番号まで明記してください。部屋番号の記載がないと郵便物が届きませんので注意してください。

14. 掲示板について

- (1) 重要なお知らせや点検スケジュール等は1階管理室前掲示板に掲示します。定期的に確認してください。
- (2) 原則として個人的なビラ・パンフレット・ポスター等の掲示はしてはいけません。

15. ゴミの出し方

- (1) 部屋のゴミは宝塚市の決められたルールに従って、燃えるゴミ、燃えないゴミ、びん・缶、ペットボトル等に分別して、指定場所へ出してください。
- (2) ゴミカレンダーを確認し、収集日の朝8時までにゴミ集積所へ出してください。
- (3) 粗大ゴミを捨てる際には管理人に連絡してください。ゴミの大きさによって回収料金が発生します。
- (4) 回収料金を支払わず無断で粗大ゴミを捨てることは法律で禁止されています。

16. コモンルームについて（1-102号室）

コモンルームの利用時間は6時～23時です。それ以外の時間は使用できません。

【玄関】

- (1) スペース内では必ず靴を脱ぎ、玄関の靴は片付けてください。履物は、上履きと下履きを区別して使用してください。

【キッチン】

- (2) レジデンスVでは食事の提供はありません。ユニットやコモンスペースの共用キッチン(自炊設備)を利用できません。
- (3) 各自の食器や調理器具をコモンスペースの共用キッチンに置くことはできません。毎度自室より持ち込み、持ち帰ってください。また、使用した共用設備・備品は元の場所に戻してください。
- (4) キッチンが共用ですので、シンク・IHクッキングヒーター・炊飯器等を使用した後はきれいに洗い、生ゴミ等は所定の場所に捨ててください。
- (5) 食材・調味料は各自で用意し、コモンスペースの共用キッチンに置かず、各ユニットにて保管してください。
- (6) コモンスペースの冷蔵庫は共用です。各自の持ち物に名前を書いてください。においが強い食べ物は、必ず密封してください。コモンスペースの冷蔵庫内外に傷んでいる物等があれば、管理人の判断で定期的に処分します。
- (7) コモンスペースの洗剤・スポンジは共用で設置しています。無くなったら管理人に連絡してください。

【ダイニングルーム】

- (8) コモンスペースのダイニングルームは入居者が食事をし、交流を図る場所です。それを妨げるような食事、パーティーは禁止します。

【トイレ】

- (9) 故障、配管の詰まり、悪臭発生の原因になるため、トイレには水洗用トイレットペーパー以外のもの（生理用品、クッキングペーパー、ティッシュペーパーや残飯等）は絶対に流さないでください。
- (10) 故障や異臭の際は管理人に連絡してください。
- (11) トイレットペーパー管理人が補充します。ない場合は管理人に連絡してください。

【その他】

- (12) 定期的な清掃、ゴミ回収は管理人がします。ゴミは分別してください。
- (13) 故障箇所がある場合は管理人に連絡してください。
- (14) 異臭がする場合は管理人に連絡してください。

17. 寮内禁煙(加熱式タバコ・電子タバコを含む)

- (1) 寮内（ベランダを含む）は禁煙です。居室やコミュニティスペースで喫煙することはできません。
- (2) 各棟の階段下(1F) 2か所の喫煙スペースの灰皿のそばでのみ喫煙を許可します。敷地外の近隣で喫煙することはできません。
- (3) 喫煙の際は火の元に十分注意してください。
- (4) 20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。

18. 飲酒

20歳未満の飲酒は法律で禁じられています。

19. 防災・防犯に関する注意

- (1) 盗難には各自が十分に注意し、居室を出る際は必ず施錠してください。寮内における紛失や盗難について大学は一切の責任を負いません。
- (2) キッチンを使用する際には火災・事故等に十分気を付けてください。
- (3) 管理会社が定期的に館内や居室を点検・清掃します。点検員が居室に入る場合があります。事前に掲示板やメッセージアプリにて連絡するので、必ず確認してください。
- (4) 水漏れ等の緊急時は、入寮者の事前許可なしに管理人や作業員が居室に立ち入る場合があります。

20. 火気の取り扱いについて

- (1) 寮内では、火災の原因となる恐れのあるキャンドルやお香の使用は禁止です。
- (2) 石油ストーブ・電気ストーブなどの火災の恐れのある暖房器具の使用は禁止します。（ホットカーペット、電気毛布のみ可）
- (3) ユニット内キッチン・コモンスペースのIHクッキングヒーター以外の調理器具での調理は禁止します。

- (4) ユニット内で一度に使える電気量には上限があります。ブレーカーが落ちるなどを防ぐため、電気使用量には十分注意をしてください。もしブレーカーが落ちた場合は管理人に連絡してください。
- (5) 敷地内や近隣での花火やBBQを禁止します。

21. 退去

- (1) 入居期間満了前に退去する場合には、退去予定1ヶ月前までに「退去願」オンラインフォームを提出してください。

URL: <https://ws.formzu.net/dist/S824337901/>



- (2) (1)の「退去願」を提出しない場合は継続して舎費等を請求します。
- (3) 退去時には、居室、ベランダ、ユニット内共用部の清掃を入念に行い、原状回復に努めてください。
- (4) 退去前に管理人が立会い、部屋の備品・設備の破損や紛失、残置物・清掃状況を確認します。
- (5) 設備・備品を破損、紛失した場合、清掃やごみの処分がされていない場合は、費用(5,000円以上)を請求することがあります。
- (6) 退去時に居室とユニットの鍵を必ず管理人に返却してください。
- (7) 退去願で申請した退去日より前に退去した場合、原則として舎費等の減額・返金はいりません。

22. その他の注意事項

- (1) 寮内では、他の入居者の迷惑となるような騒音を禁止します。特に21時以降は大きな声や音を出さないようにしてください。他の入居者や近隣の迷惑になります。
- (2) 寮内の施設、設備を滅失、または損傷した場合には、その損害を賠償しなければなりません。
- (3) 寮内に備え付けの薬はありません。病院等を受診の上、各自で用意してください。
- (4) 入居する居室を選ぶことや、割り当てられた居室を変更することはできません。
- (5) 大麻・覚せい剤等、ならびに拳銃・刀剣類等、法令に反する物の所持または保管は厳禁です。
- (6) 野良猫などの動物にエサをやることは禁止です。
- (7) 車の乗り入れは禁止です。荷物の搬入で利用する場合は、事前に管理人に知らせてください。
- (8) 自転車を持ち込む場合は、管理人に届け出て、指定された場所に駐輪してください。届け出のない自転車は所有者の許可なく廃棄します。退去の際は必ず各自で処分してください。
- (9) デリバリーを依頼する時は21時より前に届くようにしてください。

23. 正規留学生・RA: 追加注意事項

- (1) レジデンスセンターが指定する個人用火災総合保険への加入を義務付けています。所定の期日までに支払いを済ませてください。
- (2) レンタル布団セットを希望する場合は入寮前に申請してください。寝具なしで寮のベッドを使うことは禁止します。
- (3) バイク（原則50cc以下のみ許可）を持ち込む場合は、管理人に届け出て、指定された場所に駐輪してください。届け出のないバイクは所有者の許可なく廃棄します。退去の際は必ず各自で処分してください。
- (4) 寮生は毎年必ず学生健康診断を受けてください。

24. 管理人室

管理人室は管理人の居住スペースでもあります。管理室業務時間は9:00～18:00です。

【関西学院大学国際学生レジデンスV】

住 所 : 〒665-0846 兵庫県宝塚市桜ガ丘21-10

電話番号 : 0797-62-6333